

教員採用の基本方針

【教員養成学を担う宮城教育大学教員の姿】

宮城教育大学は、教員養成に責任を負う大学として、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校等における優れた資質能力を持った教員を養成することを目的としている。

本学は教員養成を目的とした単科大学である。しかし、教員免許は教員養成系単科大学・学部のみではなく「大学における教員養成」と「開放制の教員養成の原則」により教職課程を持つ全ての学部で取得可能である。このような状況の中で教員養成系大学・学部の教科専門科目の在り方について、2001 年には「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について ―国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書―」が、教育学部の教科専門科目には教科内容論が含まれるべきであると報告している。また、2016 年には教育職員免許法の改正により「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の法令上の区分が廃止された。さらに、2017 年には「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて ―国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書―」により、「特に国立教員養成大学・学部においては、教員養成カリキュラムや教員構成において、率先して教科専門と教科教育を一体化させ、さらに教職教育とも関連付ける取り組みを進めるとともに、実践探求の場と学問探究の場の両方に軸足を置く大学教員の比率を段階的に高めるべきである。」と指摘されている。

また、今後の学校教育現場では、教員が子供たちに対して、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせ、様々な学習活動を通して資質・能力を育成していくこととされている。このため、学部・教職大学院での教育を通じて、学生は当該分野領域の専門的な知見等を修得するとともに、それらを活用して小、中、高等学校等の子供の発達段階、領域や単元等に応じて、適切な指導計画、教材・教具の解釈や選択、指導や評価の在り方等を考え、実践する力を身につけ、さらには、各教科等の指導は総合的な人間教育の営みであることから、他分野領域と関連付け、融合させての思考や教育活動を担う力の修得、伸長も求められる。

従って、本学の教科専門科目担当教員は、教科専門科目において専門分野のみならず教科内容論についても学生へ教授することが求められる。本学は、教科教育及び教科専門に教科内容論を含めることで教科教育と教科専門とを融合し「広義の教科教育学」を担い、さらに広義の教科教育学と教職専門を組み合わせることで教員養成学の教育・研究を進展させ、教員養成に責任を負わなければならない。

また、教員養成系大学・学部は高度化と、他大学との連携・集約による規模の適正化が求められている（国立大学改革方針、文部科学省、2019.6.18）。従って、本学の教員人事では財政状況を念頭に置きつつも本学の教育研究の持続的な発展、教員養成大学ならではの強みや特色づくりを強く志向した教員の採用が必要である。今後の教員の採用では、組織の活性化及び運営費交付金に影響する若手研究者比率向上に資するため、40 歳未満の教員の採用が必須である。従って、全体的な人件費の抑制を図りつつ、外部資金確保拡大を図るとともにそれも原資としての若手研究者の計画的な採用、配置、育成を図る必要がある。

【教員採用の前提】

1. 退職者のポストは学長預かり
2. 第4期中期計画期間中は、令和4年度の大学正規教員（専任教員及び特任教員（常勤））人件費の総額 915,880 千円に令和5年度国立大学運営費交付金教育研究組織改革分東北学校教育共創機構整備（教員人件費 10,975千円）及び内部努力による供出分5,000千円を加えた931,855千円を大学正規教員の基本的投資額の目安として設定する（キャップ額としてこの額を超過しないとともに、この額を目安として大学教員人件費に充てるものとして削減しないものとする）。
3. ポイント制（930 ポイント）により、この枠内で正規教員数とその職階、特任教員配置の運用を図る。
4. ポイントの算定方法は、令和4年度学内予算での大学教員配置職種、人数（94 人）を目安として、教授 10 ポイント 55 人、准教授 8 ポイント 32 人、講師 7 ポイント 6 人、助教 6 ポイント 1 人、特任教員 6 ポイント 9 人とする。
5. 令和4年合計 908 ポイント（端数処理により 910 ポイント）に令和5年度からの 20 ポイントを加えた合計 930 ポイントを上限として、このポイントを超えない範囲で弾力的に教員配置を行うものとする。

【教員採用の基本方針】

1. 新規採用教員は教員組織である教員養成学系に所属し、採用後は教育組織である高度教職実践、初等教育、中等教育、芸術体育・生活系教育及び特別支援教育専攻運営委員会のいずれかに配置される。また、機構等の附属教育研究組織に兼務教員として配置される場合もある。
2. 次の優先順位を考慮して全学的な視点から教員採用計画を策定する。
 - 1) 原則として40歳未満の若手教員
 - 2) 教職教育または「広義の教科教育」を担当できる教員であり、かつ大学設置基準及び教職課程認定基準による必要専任教員
 - 3) 教職大学院での講義、演習、実習等の指導も担う意志があり、その素養のある教員
 - 4) 外部資金を原資とした教員
 - 5) 学校教育の変化に伴って必要となる新たな教育研究力を持つ教員
 - 6) 教員組織の多様性に資する教員
3. 特任教員のポイントは、可能な限り若手専任教員のポイントに振り替える。